

区営小茂根一丁目住宅の住宅使用料の建替特例不適用による過大徴収について

1 発生した事象

区営小茂根一丁目住宅の使用料について、引き続き算定調査を進めていたところ、公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）及び東京都板橋区営住宅条例（平成9年12月1日東京都板橋区条例第40号）にそれぞれ規定されている使用料の建替特例が入居当初（令和2年10月以降）より適用されておらず、過大徴収を続けていることが判明した。

過大徴収：7戸（最大549,000円～最小86,800円）合計1,900,350円

※「建替特例」とは、公営住宅の建替事業における使用料について、建替後の使用料が建替前の使用料を超えた際、差額の一定の割合を減額する制度（最大5年間）である。

2 対応（措置）内容

過大徴収となっている使用料は、法定利率を付して返還する手続きを進めていく。

3 入居者への対応

影響を受けた使用者に対して、戸別に訪問し、説明及び謝罪を行う。
令和5年2月から適正な使用料とする。